

第 2 回 浜松市津波防災地域づくり推進協議会 議事録

日 時：平成 25 年 11 月 8 日（金）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分

場 所：南区役所 3 階大会議室

出席者：

	所 属 名	役 職 名	氏 名
委員長	明治大学大学院政治経済学研究科	特任教授	中林 一樹
委員	静岡大学防災総合センター	副センター長	牛山 素行
委員	静岡大学防災総合センター	准教授	原田 賢治
委員	浜松市自主防災隊連合会	副会長	坂田 英夫
委員	浜松市 PTA 連絡協議会	母親委員長	佐藤 明美
委員	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	所長	天野 邦彦
委員	静岡県西部危機管理局	局長	西川 久男
委員	静岡県浜松土木事務所	所長	守屋 文雄
委員	健康福祉部	部長	高林 泰秀
委員	産業部	部長	安形 秀幸
委員	都市整備部	部長	河合 勇始
委員	土木部	部長	倉田 清一
委員	中区	区長	大場 篤
委員	西区	区長	飯田 良昭
委員	南区	区長	内藤 春好
委員	北区	区長	内山 良彦
委員	消防局	消防長	牧田 正稔
委員	上下水道部	部長	横田 敏宏（代理）
委員	学校教育部	部長	花井 和徳（欠席）
委員	危機管理監	危機管理監	山名 裕

《指摘事項》

- ・ 建物における浸水深 2m という数字について、すべて木造の一般住宅という前提になっているので、建物の構造による違いは考慮すること。
- ・ 危険物貯留施設等の留意事項を整理すること。
- ・ 災害時要援護者については、もともと屋外に避難することが難しい。特定避難困難地域のみに限定するのではなく、昼間・夜間の施設利用も踏まえて津波浸水域で再検討すること。
- ・ 浜名湖も含めて漁業・養殖への影響について検討すること。
- ・ 後方支援については、地震や液状化による被害もあり、津波被害だけに着目したものでは現実と乖離があるので再検討すること。
- ・ 建物 1 棟あたりのがれき等の発生量から、建物数に応じて発生量を推計する方法

を検討すること。

- ・ 施策項目については時間軸がわかるようにすること。
- ・ 防潮堤ができたから安心するのではなく、何としても命を守るのであれば、避難対策を怠りなくすること。

《提案事項》

- ・ 津波を対象としていることを強調すること。
- ・ 特定避難困難地域のみ限定して課題抽出しているが、地区別カルテなどを使って課題を整理すること。
- ・ 浜松市全体の防災対策の視点を踏まえて津波防災地域づくりを検討すること。

【議 事】

＜第1回推進協議会の指摘・提案事項への対応＞

事 務 局：資料p1に基づき、第1回推進協議会の指摘・提案事項への対応について説明した。主な要点を以下に示す。

- ・ 住民主体となる自助・共助などの評価項目も必要との指摘については、津波対策の基礎となる防災教育や避難訓練等をソフト施策に記載する。
- ・ 防潮堤の整備効果については、本資料に掲載した。
- ・ ソフト・ハード対策の推進施策において、事業計画及び進捗状況や土地利用、地震動の被害への対応等については、第3回推進協議会資料に記載する。
- ・ 想定結果に頼りすぎることのないようにという指摘については、県の第4次地震被害想定結果に幅を持たせることはせず、施策対象エリアを抽出・選定する際に余裕を持たせたエリアで検討する。
- ・ 委員による津波避難施設や防潮堤の視察も検討するという指摘については、本日視察を実施した。

＜地震・津波の被害想定結果（レベル2）、地域の脆弱性分析結果について＞

事 務 局：資料p2に基づき、レベル2の被害想定、p3に基づき、地域の脆弱性評価項目について説明を行った。主な要点を以下に示す。

- ・ 死者数は約23,000人であり、そのうち津波は約7割の約16,000人となる。
- ・ 地域の脆弱性分析については、都市計画基礎調査に基づく建物の立地状況や土地利用の状況等を基図として、津波浸水想定範囲・浸水深等を地理情報システム上に重ね合わせ、課題を整理し、予防・応急・復旧復興に係わる項目について分析した。
- ・ 「揺れ・火災による建物被災」、「ライフライン途絶」、「地域の孤立」に関する脆弱性分析は、県の第4次地震被害想定（第二次報告）の結果を待って実施する。

中林委員長：被害想定については、建物被害は揺れ・火災によるものが多く、死者数は津波によるものが多い等の特徴があることがわかりました。

資料3の議事録は公開されるので、修正があれば事務局に連絡してください。

< 3-2 「特定避難困難地域の抽出」、3-3 「浸水による建物被災」について >

事務局：資料p4～13に基づき、特定避難困難地域の抽出、浸水による建物被災の分析結果を説明した。主な要点を以下に示す。

【特定避難困難地域の抽出】

- ・ 津波浸水域外への避難や津波避難施設への避難が困難な特定避難困難地域を把握した。
- ・ 昼夜間で人口はほとんど同じであり、また南区・西区では夜間人口が多いため、対象人口は夜間人口とした。
- ・ 防潮堤整備前は、特定避難困難地域が7か所であり、津波浸水想定区域内の人口約65,000人の約25%の住民、約16,500人が特定避難困難地域内に居住する。
- ・ 防潮堤整備後は、特定避難困難地域は5箇所になり、五島地区など特定避難地域がすべて解消する地区もある。しかし、依然として特定避難困難地域内に約3,200人が居住する。
- ・ 特に舞阪地区では、防潮堤整備前後で特定避難困難地域にほとんど変化はない。また、卸本町と国道1号の南側に特定避難困難地域が残り、馬込川の右岸は依然として特定避難困難地域が残る。
- ・ ただし、防潮堤整備後の特定避難困難地域内の浸水深は2m未満である。

【浸水による建物被災】

- ・ 住宅・建物の危険性と特定避難困難地域において逃げ遅れた人の2階以上への屋内待避の可能性を検討し、避難可能な建物数・人口の参考値を算出した。
- ・ 条件としては、建物はすべて2階建てとし、文献等により、浸水深2m以上において家屋の流出が著しいことから、浸水深2mをしきい値として、浸水深が2m未満の場合は、流出の可能性が低いと仮定した。
- ・ 分析の結果、防潮堤整備前における特定浸水想定区域内では、浸水深2m未満で屋内待避可能な人口は約12,800人である。さらに、防潮堤整備後においては、すべての特定避難困難地域内で屋内待避可能となる。

原田委員：浸水深2mという数値について、すべて木造の一般住宅という前提で考えていますが、鉄筋コンクリートや木造等の建物の構造による違いは考慮していないのですか。

事務局：今回は、考慮していません。

牛山委員：そのような検討をする場合、データはあるのでしょうか。

事務局：都市計画基礎調査において、3階以上の堅牢な建物という区分はあります。

牛山委員：浜松は都市部なので、これらも考慮してはどうでしょうか。

事務局：堅牢な建物とそれ以外の建物で考慮して検討します。

牛山委員：特定避難困難地域の抽出として、防潮堤の有無で評価してよいのでしょうか。

事務局：一般的には、ハード対策を考慮しての特定避難困難地域の抽出は行いません。しかし、浜松市沿岸域防潮堤は、レベル2の津波に対応する施設であり、浸水域も

大幅に軽減するため、今回は防潮堤の有無の2つのパターンで評価しました。

中林委員長：すべての建物を木造とし、2mをしきい値としていますが、少し地域特性に合わせてみる必要があると思います。視察では市の東側しか見ていませんが、西側の舞阪等の土地利用はどうなっているのでしょうか。土地利用の特性等を踏まえて検討すると良いと思います。

事務局：実際に西区の様子も見ていただくことも含めて検討し、地域の特性を反映させたいと思います。

天野委員：特定避難困難地域の抽出について、津波浸水想定区域外までの道のりを500mと設定していますが、逆算すると地震から12分で避難開始できることとなります。夜間・冬場等に、12分で避難開始できるのでしょうか。これは決めの話かもしれませんが、ここで500mを決める必要があるのでしょうか。500m以内の区域は安全に避難できることの検証が必要ではないかと思います。

2つ目は、防潮堤整備後のケースについて、白脇地区の浸水が解消されていますが、どのような理由でしょうか。

3つ目は、今回の分析は基本的に浸水深で評価していますが、東日本大震災では、流れてきた障害物や防災林が凶器になった被災や、可燃物の火災による被災等がありました。このようなことも分析として考慮しないのですか。

事務局：1つ目の道のりを500mにすることへの指摘については、歩行速度を1.0m/sの場合、避難距離が900mになります。今回は内閣府の津波避難等に係るガイドライン等を参考に500mとしています。避難距離を500mにした場合、避難速度は約0.5m/sであり、災害時要援護者の避難速度と同程度であります。また夜間の避難で速度が落ちる場合を考慮しても妥当なものと考えています。

2つ目は、県の第4次地震被害想定レベル2浸水想定では土の堤防が75%沈下し、越流した場合には堤防がなくなるものとして解析しています。防潮堤整備後の浸水想定では、一律13mの防潮堤と馬込川の堤防対策が完了したという条件で解析しています。したがって、防潮堤を越えた津波は馬込川を越流しないという結果となります。

3つ目の浸水深での評価については、東日本大震災の建物被害の報告より、がれき等で壊された家屋も含めて、建物被災が増大する浸水深が2m以上であると解釈しています。

天野委員：危険物貯蔵施設等、定性的な留意事項として整理してはどうでしょうか。

事務局：浸水想定区域には、中部ガスのガスタンクなどもありますので、これらを考慮し考えていきます。

牛山委員：多くの避難計画における避難速度は、東日本大震災以前は1.0m/sが一般的に用いられていました。震災以降は、0.5m/sがよく使われています。東日本大震災の実績として、0.3m/sという数字もありますが、0.5m/sがおかしいという印象はありません。避難開始時間も5分としているため、格別に遅いともいえないと思います。計画としては、一般的な値を使っていると言えます。地区特性を踏まえた避難の話は、実地で時間をかけて進めていけばよいと思います。

中林委員長：不動産会社の駅から何分という標記は、歩行速度1.3m/sを使っています。分析の条件はあくまで仮定ですが、市民に対しては、きちんと説明することが必要です。また、津波到達時間が何を表すのか説明することも重要です。

危険物や土地利用上の特性については、一律に統計的に扱う話ではないと思い

ます。推進計画を検討する際、特定避難困難地域の対策をどう考えるか、地区毎のカルテの中で、特徴を整理することが重要であると考えます。災害対策基本法の改正で、地区防災計画を法的に位置付けることが可能になり、地区毎の避難のあり方、注意点・留意点等を特記してまとめていくことができます。

牛山委員：津波の到達時間を細かくとらえすぎることには問題があります。陸域での津波到達時間をベースに避難計画を検討しているところもありますが、適切ではありません。海岸への到達時間自体も幅のある想定ですが、陸域の津波の挙動は計算精度が低いため、さらに信じ込んでもらっては困ります。どうしても到達時間の情報がほしいというのであれば、せめて海岸への津波到達時間で考えるべきです。海岸への津波到達時間は陸域での津波到達時間よりも早くなるので、これが計画に見込む余裕幅になります。地域のニーズとして地先の津波到達時間が求められることも多いですが、計算はできますがその数字に意味はないことを伝えるべきです。

＜3-4「災害時要援護者関連施設の浸水」、3-5「避難誘導が必要な集客施設」、3-6「同報無線の空白域の把握」について＞

事務局：資料p14～19に基づき、災害時要援護者関連施設の浸水、避難誘導が必要な集客施設、同報無線の空白域の把握の分析結果を説明した。主な要点を以下に示す。

【災害時要援護者関連施設の浸水】

- ・浸水区域内にある災害時要援護者関連施設の確認と施設内での待避の可能性について検討した。
- ・浸水区域内の災害時要援護者関連施設は125施設、防潮堤整備後は36施設となる。
- ・特定浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設12施設中7施設が、浸水深が2m未満であり、2階以上への屋内待避可能となる。また防潮堤整備後は4施設すべてが屋内待避可能となる。

【避難誘導が必要な集客施設】

- ・津波浸水想定区域内に立地する観る・遊ぶ・泊まるの観光資源などの集客施設を把握した。
- ・浸水するおそれのある集客施設は防潮堤整備前で31施設あり、防潮堤整備後は、15施設になる。特に特定避難困難地域内には2施設あり、防潮堤整備後も変わらない。

【同報無線の空白域の把握】

- ・現状の同報無線の整備状況を踏まえ、防潮堤整備後においても同報無線による伝達が困難な地域を把握した。
- ・海岸から概ね2kmの範囲は、現在整備中の同報無線も含めて、伝達可能である。
- ・2kmより内陸については、津波到達時間にも多少余裕があるので、ラジオや緊急速報メール等を活用して情報を伝達する。

中林委員長：先ほどの特定避難困難地域の分析では、夜間人口を基本にしていましたが、災害時要援護者と集客施設の分析については、昼間・夜間で施設利用者の状況が大きく変わるため、昼間人口も考慮する必要があります。夜対応と昼対応の区分で施

設を分類しておくことが必要でしょう。

牛山委員：同報無線の検討について違和感があります。同報無線は津波だけのものではありません。大規模震災時の同報無線の役割は、危険を認知していない人への周知であると思います。他の災害も考慮して整備を検討すべきではないでしょうか。浜松市では戸別受信機は難しいと思うので、コミュニティFM等、様々な手段を検討されてはどうでしょうか。

事務局：同報無線は、知らせる対策の手段として考えています。東日本大震災の教訓から、サイレンを鳴らし続けることが有効であると認識しています。

牛山委員：同報無線にサイレンの機能を持たせることは良いと思います。本資料では、津波に特化した検討に見えたので違和感を覚えました。

高林委員：災害時要援護者施設の利用者は、もともと屋外に避難することが難しい人たちです。そもそも特定避難困難地域の考え方をこの分析に持ち込むのはおかしいのではないのでしょうか。

中林委員長：災害時要援護者は、災害時に援護が必要な方です。災害時要援護者施設については、特定避難困難地域に限らず、避難が深刻な状況となることを考慮する必要があります。

事務局：指摘を考慮して再検討し、資料に取りまとめます。

< 3-7 「浸水による営業停止等」、3-8 「後方支援区域の活動困難性評価」、3-9 「被災建築物等によるがれき等の発生」について >

事務局：資料p20～25に基づき、浸水による営業停止等、後方支援区域の活動困難性評価、被災建築物等によるがれき等の発生の分析結果を説明した。主な要点を以下に示す。

【浸水による営業停止等（参考数値）】

- ・ 浸水のおそれがある商業系と工業系の建物と農地を抽出し、防潮堤整備による事業所の営業停止や農業被災の低減効果を確認した。
- ・ 事業所の営業停止による被害額については、防潮堤整備前が444億円であり、防潮堤整備後が228億円である。特に2週間以上の長期間の営業停止は、舞阪・篠原・新津地区の国道1号の沿線に多い。ただし、防潮堤整備後においては、営業停止のおそれのある事業所は整備前より半減する。
- ・ 農業被害額は防潮堤整備前が約20億円であり、防潮堤整備後が約6億円である。ただし、一度浸水すると除塩やがれき等の除去などで再開に時間を要するため、耕作放棄も懸念される。

【後方支援区域の活動困難性評価】

- ・ 津波浸水想定域内における傷病者を対象とした発災後72時間の救急救命活動及び物資輸送等についての活動困難性を評価した。
- ・ 浸水域内の縁辺部に3か所の救護病院があるため、移動ルートとして県道62号の啓開が重要である。また、舞阪町の市街地の国道1号が道路啓開の対象になっていないため、傷病者の搬送に支障をきたす可能性が高い。
- ・ 浸水域内にある舞阪中学校は、自衛隊と警察の活動拠点になっており、代替施設を用意しておく必要がある。

【被災建築物等によるがれき等の発生（参考数値）】

- ・ 東日本大震災における仙台市の事例を参考に、津波浸水に伴うがれきや泥土等の災害廃棄物の量及び処理費について検討した。
- ・ がれき等の発生量は、防潮堤整備前で約106万トン、防潮堤整備後で約57%減の45.5万トン。また、処理費は防潮堤整備前で約191億円、防潮堤整備後で約109億円減の約82億円となる。
- ・ この量は、市有地、公有地のみでは、収容・処理しきれない可能性が高い。

西川委員：被災建築物等によるがれき等の発生は、津波だけでなく、揺れによる被害も発生します。また浸水による営業停止もあります。この協議会では、津波防災地域づくりがテーマであるので、全体の被害のうち津波による被害はこれだけ、という表現であればもっと理解しやすいのではないのでしょうか。

事務局：今回、浸水による営業停止もがれき等の分析も津波による被害を対象として、浸水による影響や防潮堤整備効果の概算値を参考値として示しています。県の第4次地震被害想定で全体と津波の内訳も出る可能性もあるので、県の動向を踏まえ検討します。

中林委員長：計画書の冒頭に、推進計画は南海トラフ巨大地震による全体の被害の中で、津波被害を対象としていることを示す必要があります。概要版を作って市民に出す場合は、例えば津波がれき、津波死者、津波建物被害、津波営業停止等の表現に注意が必要です。

牛山委員：津波を対象としていることを強調すべきだと考えます。後方支援区域の活動困難性評価の検討については、地震による被害が大きいのに対し、津波に限定した分析をしているため、分析が現実と乖離している印象があります。

東名の南側は全然後方ではないでしょう。東名の北側が後方であるというならまだわかりますが、ここはかなり論理が破綻していると思います。

事務局：浜松市全体の被害の中での津波被害として取り扱います。後方支援については委員の指摘を踏まえて再検討します。

原田委員：今回の分析において治水経済調査マニュアルを使っていますが、このマニュアルは河川の浸水が対象です。また、浸水による営業停止等の分析では、3m以上で営業停止としており、建物被害のしきい値の浸水深2mと整合が取れていないのではないのでしょうか。

また、がれき等の発生量では、建物1棟あたりのがれき等の発生量から、建物数に応じて発生量を推計する方法もあるので、検討されてはいかがでしょう。

中林委員長：津波のがれきは火災や揺れに起因するがれきと違って、津波が海から持ってくるさまざまなヘドロを含めた処理物も入ります。東日本大震災では2,400万トンのうち、約1,000万トンはヘドロや海から集められた津波がれきで、残りの約1,400万トンが建物等の壊れたがれきなのです。災害のデータを集めていただいて、指摘であった積み上げ方式等で検討も必要だと思います。ただし、いずれにしてもこれは津波によるがれきです。

事務局：わかりました。少しそのあたりのデータを整理させていただきたいと思います。

中林委員長：営業停止について、浜名湖も含めて漁業・養殖への影響を取り扱う必要はないのでしょうか。東日本大震災では、養殖漁業をはじめとして漁業被害が大きかったことが挙げられます。漁業の被害についても参考に分析されておく必要はあるのか

などと思います。

事務局：漁業・養殖業については調べます。

<評価結果に基づく課題抽出>

事務局：資料p26に基づき、評価結果に基づく課題抽出の説明を行った。主な要点を以下に示す。

【防潮堤整備前】

- ・津波浸水域の震度が震度6強から7と想定されているため、施設、家屋の耐震・家具の固定が必須である。
- ・特定避難困難地域の居住者約1万6,500人を避難させるために津波避難施設の整備や避難路の橋梁耐震、落橋防止対策が必要である。
- ・企業の営業停止期間や農業の浸水が長期化する可能性があるため、事業所の浸水防止対策や湛水の排水対策が必要である。
- ・早期復旧のためにはがれき等の除去や場所の確保が必要である。

【防潮堤整備後】

- ・特定避難困難地域は、防潮堤を整備することによって8割減少するが、依然として約3,200人が特定避難困難地域内に居住する。
- ・居住者や災害時要援護者が逃げ遅れる場合もあるため、防潮堤を整備することにより、できるだけ浸水域や浸水深を減少させることは重要である。

中林委員長：地区別カルテのように整理すると、更に細かい課題が出てくるとと思います。課題を書き過ぎてもよくありませんが、防潮堤ができてこれだけ課題が残るということを示す必要があると思います。今回、特定避難困難地域を中心として整理していますが、漏れている課題項目があるかもしれませんので、ここで整理してみたいはいかがでしょうか。

事務局：わかりました。

守屋委員：今回は、津波浸水想定区域の41.9km²の観点から防潮堤整備効果に関してとりまとめていただきましたが、浸水地域以外の人にも防潮堤整備効果を説明し、事業のご理解をいただく必要があります。このため計画には、防潮堤整備による市全体の利益をうたうことをお願いしたい。

山名委員：津波防災や防潮堤はこの地域だけの話ではなく、市全体に係わるということはもっとものことだと思います。市としては、第4次地震被害想定第2次報告が新たに出た中で、全体の計画を考えていきます。ただし、今回は津波防災地域づくり推進計画として検討していますので、まずはこの計画を足がかりに全体計画の検討を行っていく必要があると思っています。

中林委員長：先ほどから指摘がある全体被災の中の津波被災というのは、裏返すと津波の問題から全体がどう展開されるのかという側面があるという指摘だと思います。これはまさに浜松市全体としての防災の取り組みの意味でもあると思います。このため、ぜひ市全体の視点からも、一度検討していただきたいと思います。

事務局：指摘のとおりだと思いますので、その点については検討していきたいです。市全体の計画については、当然、地域防災計画の見直しを現在も進めています。具体的には、第4次地震被害想定を踏まえた避難所の見直し、応急救護所の見直し、仮設住宅用地の見直し等を進めていますが、市全体の防災対策を考える中で

津波防災地域づくりの推進計画が生かされるように、工夫をしていきたいと思えます。

<津波防災地域づくり推進計画の基本方針（案）>

事務局：資料p28に基づき、津波防災地域づくり推進計画の基本方針（案）の説明を行った。主要点を以下に示す。

- ・地域の脆弱性の分析評価を踏まえて、「津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本方針」を作成した。
- ・方針1は、「何としても市民の命を守る」ということ。
- ・方針2は、「地域の再生と産業の継続的な発展を可能とする早期復旧復興を可能にする」ということ。
- ・それぞれの方針について、使命を位置付けており、方針1については、「津波避難施設を確保する」、「避難路を確保する」、「身を守り・早期の避難行動をとる」、「津波浸水を回避する」、方針2については、「湛水を解消する」、「道路を確保する」、「生活基盤を早期に復旧する」、「事業を早期に復旧する」である。

<津波防災地域づくり推進計画骨子（案）>

事務局：資料p29に基づき、津波防災地域づくり推進計画骨子（案）の説明を行った。主要点を以下に示す。

- ・第1章は、推進計画策定の背景と目的を記載する。
- ・第2章は、浜松市の地域特性、第4次地震被害想定、これまでの津波対策を記載する。
- ・第3章は、浜松市における津波災害に係る課題整理を記載する。
- ・第4章は、津波防災地域づくりの基本的な方針を記載し、土地利用の方針、市総合計画や都市計画マスタープランへ反映を図っていききたい。
- ・第5章においては、津波防災地域づくりの推進事業を記載する。浜松市の地震・津波対策アクションプログラム2013と連携して、ハード対策とともに円滑な避難や自助・共助の推進施策、ソフト施策を網羅して、市の対策を整理する。
- ・第6章は、警戒避難体制の整備・強化について、最大クラスの津波に対して住民の生命を守ることを最優先に、警戒避難体制を記載する。

西川委員：津波防災地域づくり推進計画の基本方針について、防潮堤整備の効果を前面に出すのであれば、「使命4」が最初にくるのではないかと思います。

天野委員：津波防災地域づくり推進計画の基本方針に液状化の記述がありません。防潮堤整備によりかなりの課題が解決されますが、液状化による被害もあることに留意する必要があるのではないのでしょうか。

横井委員：上下水道部では、生命を守る為に水の備蓄を進めています。津波防災地域づくり推進計画の基本方針については、時間軸がわかりにくいので、時間軸がわかる資料としていただきたい。

事務局：時間軸については次回、主な施策で示します。

中林委員長：津波防災地域づくり推進計画では、防潮堤ができ上がった後も課題が残るという時間軸の視点、津波で被災するエリア以外の震災課題もあるという空間的な視点

を踏まえ、津波防災地域づくりの位置付けをきちんとしておかなければならないと思います。

原田委員：今日は、防潮堤の整備効果の説明をしていただきました。そこで方針1の命を守ることにについて、防潮堤はレベル2を対象にしていますが、レベル2を超える津波が無いわけではありません。何としても命を守るのであれば、レベル2を超える津波も踏まえて、避難対策を継続すべきだと考えます。

事務局：防潮堤ができたから安心とは考えていません。浜松市は、防潮堤が整備される恵まれた環境下にあります。防潮堤整備が安心材料になってはいけないと考えています。

【閉会】

中林委員長：津波防災地域づくり推進計画骨子（案）にもあるように、4章、5章が次回第3回の協議会の議題になります。今日、各委員から指摘や意見をいただいた第3章に相当する津波被害、防潮堤効果、その他の課題については、整理し直していただければと思います。

基本的な方針あるいは事業の全体を組み合わせて、津波防災地域をどう浜松につくるのかを説明するのがこの推進計画だと思いますので、少し立体的な組み合わせで4章、5章を検討いただくと、次回議論が弾むのではないかと思います。

資料2については、津波防災地域づくりの全国先進事例集ということで、全国各地で津波に対してどんな取り組みをしてきているのか、浜松で津波防災地域づくりの計画をつくる際の参考事例ということで準備していただいたものです。

今日はこれを紹介し、議論する時間がありませんので、次回までに、少し目通しいただき、次回、浜松をどのような津波防災地域にしていくのか、議論の参考にしたいと思います。

今後の進行については事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

事務局：それでは、委員の皆様、今日は活発な議論をありがとうございました。

最後に次回の推進協議会の開催日は1月17日金曜日、午後1時半からを予定しています。また、会場等につきましては、後日、事務局から委員の方にご案内しますので、よろしくお願いいたします。

また、第4回の推進協議会の日程が3月14日金曜日としていましたが、3月17日月曜日に変更しますので、日程調整をよろしくお願いします。

それでは、第2回「浜松市津波防災地域づくり推進協議会」を閉会させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。

以上